

令和8年度「寿司」を入口とした富山の魅力発信 SNS 動画制作業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度「寿司」を入口とした富山の魅力発信 SNS 動画制作業務

2 業務の趣旨・目的

本業務は、主に富山県外に在住する全世代をターゲットとして、「寿司」を入口に、本県の食、観光資源及び地域の魅力を効果的に発信する Instagram リール動画を企画・制作・発信するものである。

実施にあたっては、Instagram における利用者の興味関心、視聴傾向、アルゴリズムの特性及び SNS 上での拡散性等を踏まえ、ターゲットに届きやすいテーマ設定、視聴維持率を意識した構成、Instagram リールに適した編集及び投稿設計を行うことにより、「寿司といえば、富山」の認知度向上をはじめ、本県の魅力発信、観光誘客の促進及び関係人口の創出を図ることを目的とする。

3 委託期間

委託業務契約締結の日から令和9年3月 31 日(水)まで

4 委託業務の内容

業務の内容は次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたっては、事業を円滑かつ効果的に進められるよう、業務全体の工程、動画の企画内容、撮影・編集方法、投稿設計等について、県と十分に協議の上、実施すること。

(1)業務の概要

ア 動画の企画・構成

- ・ 県と協議を行い、下記の主要施策を参考に、「寿司といえば、富山」に関わるあらゆる施策を網羅しつつ、Instagram リールに適した動画の企画・構成を作成すること。
- ・ 作成する動画は、契約締結日から令和9年3月 31 日まで、週1本程度、合計

24～30 本程度とする。その中で、客観目線の動画が望ましい場合については、効果的に拡散・リーチできるインフルエンサーに制作を依頼したものも一部含めるものとする。

- ・ 企画にあたっては、「寿司」を入口として、富山の食、自然、観光地、生産者及び食文化等の魅力へ展開する内容とすること。あわせて、SNS マーケティングの観点から、ターゲットの興味関心、視聴傾向、季節性、トレンド及び Instagram 上での拡散性等を踏まえ、視聴者の関心を引きやすいテーマ設定及び構成とすること。

(当課が実施する主要施策の参考)

- ・ 北陸すしアカデミー支援
- ・ 寿司職人人材育成(おためし就職)
- ・ 富山県内の寿司店の底上げ(富山湾鮎提供店)
- ・ 子ども教育向けアニメ「寿司レンジャー」を活用した認知拡大
- ・ 漁港や漁師との連携
- ・ とやまクラフト寿司
- ・ 旬の素材のニュース拡散(ベニズワイガニ、ブリ、ホタルイカ、シロエビなど)
- ・ 富山高山すし空港のリニューアル支援
- ・ すしサミット in 北九州(9/12)
- ・ TOYAMA GAMERS DAY のオープニングですしゲームの首長対決(9/26)
- ・ カンファレンス「しあわせる。富山」(11/14～15)
- ・ 東京ガールズコレクション(11/21)
- ・ すし駅弁サミット in 富山(11/28)
- ・ アート工芸の寿司皿「ツギノテ」などの寿司と絡めた工芸品、グッズ
- ・ 魚津水族館、ミラージュランドとの連携
- ・ ロゴマーク入り商品の紹介

※実施済みのイベントの動画素材は県が提供予定。

※どの内容の動画を制作するかは県と要相談。

イ SNS マーケティングに基づく投稿設計

制作する動画について、Instagram 上での発信効果を高めるため、次の事項を踏まえた投稿設計を行うこと。

(ア)「寿司」を入口とした富山の魅力のテーマ及び切り口の設定

(イ)ターゲットに届きやすいテーマ及び切り口の設定

(ウ)冒頭で視聴者の関心を引く構成

(エ)視聴維持率を意識したテンポ、尺、展開

(オ)保存、共有、コメント等の行動を促す工夫

(カ)キャプション、ハッシュタグ、サムネイル等の提案

(キ)投稿時期、投稿順、発信タイミング等の提案

(ク)投稿後に確認すべき指標及び改善の視点

ウ 取材・撮影

- ・ 動画の制作に必要な取材及び撮影は、原則として富山県内で行うこと。撮影場所、撮影内容、実施時期等については、県と協議の上、決定すること。
- ・ 受託者は、「寿司」を入口に県内各地の観光資源や地域の魅力を効果的に発信するため、少なくとも5回以上、富山県内において現地撮影を実施すること。なお、
- ・ 県外事業者にあつては、当該撮影に必要な来県を行うこと。
また、撮影に際し必要となる交通費、宿泊費、使用料、入場料、著作権使用料、出演料は、委託料に含まれるものとする。

エ 編集

- ・ 撮影素材等をもとに、Instagram リールでの視聴に適した動画編集を行うこと。
- ・ 編集にあたっては、映像の加工、テロップ、BGM、効果音、ナレーション、サムネイル、色調補正等を必要に応じて行い、スマートフォンでの閲覧に適した見やすく訴求力のある内容とすること。
- ・ 完成までに県が内容確認及び修正指示を行う機会を複数回設けること。

オ 規格・長さ

- ・ 動画は、Instagram リールでの発信を前提とし、スマートフォンでの閲覧に適した縦型動画とすること。
- ・ 画角は原則として9:16 とすること。

- ・ 動画の長さは、15 秒から 45 秒程度を基本とし、内容や発信目的に応じて県と協議の上、決定すること。
- ・ 無音での閲覧でも内容が伝わるよう、字幕、テロップ等を適切に挿入すること。
- ・ 冒頭数秒で視聴者の関心を引き、最後まで視聴したくなる構成とすること。
- ・ 動画を見た人が、「寿司」をはじめとする富山の食や観光の魅力を認知し、本県への来訪意欲を高め、観光行動につながる内容とすること。
- ・ 県公式 SNS での発信に加え、県が実施する観光 PR、イベント、デジタルサイネージ等での二次利用が可能なものとすること。
- ・ 原則として、令和8年度以降も継続的に配信できる内容とすること。

カ 効果検証

投稿後、リーチ数、再生回数、保存数、シェア数、コメント数、エンゲージメント等、県が確認可能な範囲の数値を踏まえ、今後の発信改善につながる視点を整理すること。

キ KPI の設定

- ・ 本業務では、投稿後の効果を把握し、今後の SNS 発信の改善につなげるため、県と協議の上、KPI を設定するものとする。
- ・ 本業務における主な KPI は、制作・発信するリール動画全体における平均リーチ数5万回以上を目標とする。なお、平均リーチ数は、本業務により制作・発信した各リール動画のリーチ数の合計を投稿本数で除して算出するものとする。
- ・ なお、KPI は本業務の効果検証及び改善提案のための目標指標であり、達成を契約上の成果保証とするものではない。受託者は、投稿後、県が確認可能な範囲の数値を踏まえ、各動画の効果、改善点及び今後の発信に活用できる視点を整理し、実績報告書に記載すること。

5 実施体制

受託者は、本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。

また、業務全体を統括する総括責任者及び進行管理者を置き、県との連絡調整、スケジュール管理、撮影・編集・確認作業等を適切に行うこと。

6 成果品・納品場所

(1) 成果品

本業務における成果品は、次のとおりとする。

ア 制作したリール動画データ

イ インフルエンサーによるリール動画投稿（「寿司といえば富山」公式 Instagram にタグ付け）

ウ サムネイル画像データ

エ 投稿文、ハッシュタグ等の投稿案

オ 実績報告書

カ その他、県が必要と認める資料

※動画データは、Instagram での投稿に適した形式で納品すること。

なお、県が必要とする場合は、二次利用に適した形式のデータも併せて納品すること。

※本業務により作成し、県に提出した納品物の所有権は、県に帰属するものとする。

(2) 納品場所

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県知事政策局企画室ブランディング推進課

電話：076-444-3574

7 著作権等について

企画提案書に特段の記載がない場合、委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとする。

(1) 納品された成果物及び委託業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第

27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、すべて県に譲渡するものとし、県は自由に利用、修正、編集、複製、公開、配信及び二次利用できるものとする。

- (2) 第三者が権利を有している映像、画像、音楽、フォント、イラスト、素材等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用許諾を得ること。また、必要となる一切の手続き及び使用料等の負担は受託者が行うこと。
- (3) 制作にあたっては、肖像権、著作権、商標権、意匠権その他の権利を侵害しないよう、受託者の責任において必要な手続きを行うこと。
- (4) 人物、店舗、施設、商品等を撮影又は使用する場合は、必要に応じて、事前に関係者の承諾を得ること。
- (5) 映像、画像、音楽等の著作権、肖像権その他権利処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。
- (6) 受託者は、自ら制作又は作成した著作物について、県及び県が指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

8 委託料の支払い等

委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

9 その他

- (1) 受託者は、委託業務の実施を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けたときはこの限りではない。
- (2) 受託者は、この契約による委託業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 業務の実施にあたって、受託者単独での業務が困難な場合においては、受託者の有するネットワークを活用の上、業務をサポートできる専門家等と連携し、最大の成果を生み出すよう努めること。
- (4) 受託者は、県との協議、進捗報告、成果品の確認等について、適宜連絡調整を行い、業務を円滑に遂行すること。

- (5) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。